○競争参加資格者

次の各事項に該当しない者であること。

- ① 未成年者、成年被後見人、保佐人又は被補助人(ただし、未成年者、保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
- ② 破産者で復権を得ていない者
- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者
- ④ 「破産活動防止法」に基くところの破壊的団体及びその構成員
- ⑤ 当該物件の購入目的が、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に 基づくところの風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務に当た る場合の買受申込者
- ⑥ 当該物件の調査・査定実施者及び調査・査定実施者が当該物件売買契約の媒介を 行い、若しくは代理人となっている買受申込者
- ⑦ 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があったと認められるときから3年を経過していない者(この者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても同様とする。)
 - ア 故意に入札に付す物件を損傷し、その価値を減少させた者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 競争入札の実施に当たり、売主の職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を締結しなかった者又は売主との契約を履行しなかった者
 - カ 売主に提出した書類に虚無の記載をした者
 - キ その他売主に著しい損害を与えた者
 - ク 前各号の一に該当する事実があったと認められるときから3年を経過しない者 を、契約履行に当たり、代理人、その他使用人として使用した者
- 8 黒部市農業協同組合の役職員
- 9 その他黒部市農業協同組合が不適当と認めた者